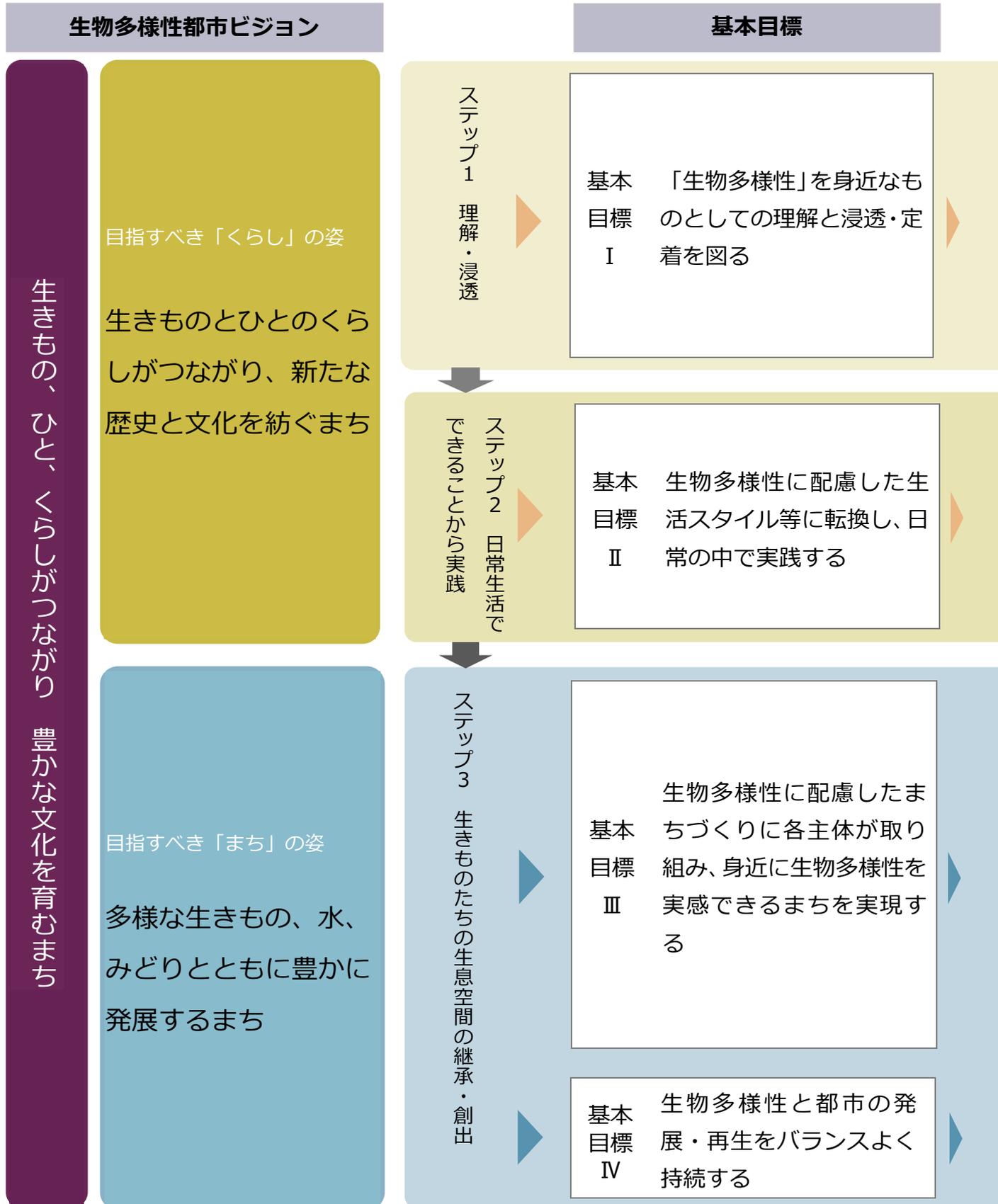


第4章 施策の方向性



第4章 施策の方向性

第3章で掲げた生物多様性都市ビジョンを達成するため、以下の4つの基本目標とそれに関連する施策の方向性及び施策を定めます。



施策の方向性

施策

1 「生物多様性」の概念を理解・浸透させる

1-1 生物多様性に対する理解・浸透

1-2 外来種等に関する理解・浸透

2 区内の生物多様性の現状を把握・周知する

2-1 定期的な動植物調査の実施検討

2-2 区民参加型の普及啓発を目的とした生きもの調査の実施

2-3 H Pを活用した生きもの写真館への投稿と生育・生息情報の公開

2-4 区の生物多様性をまとめた図鑑の作成・発行

2-5 各種調査結果に基づくデータベースの整理と発信

2-6 既存施設を活用した情報発信

3 区内等の自然・生きものに触れ合う機会を創出する

3-1 自然観察会等の区民が生物多様性を体感できる機会づくり

3-2 友好都市等と連携した山村体験や自然体験事業の実施

4 生物多様性に配慮した生活スタイルへの転換を促進する

4-1 有機系廃棄物^{*}等の資源循環の周知・啓発

4-2 生物多様性に配慮した消費行動等の促進

4-3 生物多様性保全の人材育成

5 生物多様性に配慮した事業活動への転換を促進する

5-1 生物多様性に配慮した事業活動の周知

5-2 事業者が行う人材育成への支援

6 各主体との連携・協働を推進する

6-1 国・東京都・各自治体との連携

6-2 大学・研究機関との連携

6-3 生物多様性に関する区内の取組動向等の情報の集約・発信

7 公園・公共施設等における身近な生物多様性を創出する

7-1 生物多様性に配慮した公園づくり及びその活用の推進 ●

7-2 生物多様性に配慮した公共施設の緑の充実 ★

7-3 街路樹・植栽帯の保全・充実

8 区民・事業者における身近な生物多様性を創出する

8-1 住宅におけるビオトープの創出の促進

8-2 事業所におけるビオトープの創出の促進

9 歴史・文化に培われた緑や大規模緑地等を継承する

9-1 保護樹林・樹木の保全 🌳

9-2 大規模緑地や湧水等の維持 📏*

9-3 歴史・文化に培われた緑の継承 📏

10 エコロジカル・ネットワークを形成する

10-1 生きものが生息・移動する空間のネットワーク化 📏 📏 📏 📏

10-2 緑の散歩道^{*}（歴史、文化、自然、個性あるまちの風情に触れながら楽しく快適に歩ける道）の一体化

11 外来種・愛玩動物^{*}等への適切な対応を推進する

11-1 外来種等の侵入・拡散防止及び駆除

11-2 愛玩動物の適正管理

12 持続可能な都市開発における生物多様性の再生を促進する

12-1 開発時における生物多様性の向上に役立つ情報提供

12-2 開発時における緑の創出の促進

13 公共施設の改修時等における生物多様性の再生を推進する

13-1 施設の改修・建て替え時の生物多様性への配慮

基本目標Ⅰ 「生物多様性」を身近なものとしての理解と浸透・定着を図る

施策の対象

ステップ1 理解・浸透



基本目標Ⅰでは、区民や事業者による生物多様性に対する理解を促し、浸透・定着を図るため、以下の3つの方向性から取り組みます。

施策の方向性

- 1 「生物多様性」の概念を理解・浸透させる
- 2 区内の生物多様性の現状を把握・周知する
- 3 区内等の自然・生きものに触れ合う機会を創出する

施策の方向性1 「生物多様性」の概念を理解・浸透させる

区全体が一丸となって生物多様性の保全に取り組む最初のステップとして、まずは「生物多様性」の概念の正しい理解を促すとともに、暮らしや事業活動と密接に関係していることを一人一人の意識に浸透させることに取り組みます。

各主体の役割

区民	区等が発信する情報を通じて、生物多様性と自らの暮らしや仕事との関係性を
事業者	理解し、生物多様性を身近なものとして認識します。
区	区民や事業者への情報発信を通じ、生物多様性への理解・浸透に取り組みます。

区の施策

施策 1-1 生物多様性に対する理解・浸透

- ・ 生物多様性の概念、暮らしや事業活動との関わりや生物多様性に与えている影響等について、わかりやすく具体的な情報を区HPやイベント、各種講座等を通じて発信します。

施策 1-2 外来種等に関する理解・浸透

- ・ 外来種の拡大を防除するため、外来種による区の生態系に対する影響等への理解を促し、移動、放逐等を防ぐための情報発信に取り組みます。
- ・ ペットとして飼育している外来種については、適切な飼育方法（放逐しない等）の普及・啓発を行います。

施策の方向性 2 区内の生物多様性の現状を把握・周知する

区内の動物・植物等の生息・生育状況について、専門的な調査や区民参加型の調査等を実施し、それらに基づくわかりやすい情報発信に取り組むことで、身近な自然に目を向けるきっかけをつくります。

各主体の役割

区民 事業者	生きもの調査等への参加や、日常生活の中で生きものに目を向けることにより、自らの知見を深めるとともに、区による情報の蓄積に協力します。
区	区内の生物多様性の現状について、さまざまな主体と連携・協働しながら情報の蓄積に取り組み、親しみやすい形で区民・事業者に向けて発信します。

区の施策

施策 2-1 定期的な動植物調査の実施検討

- ・ 区の生物多様性の経年変化を確認する専門的な動植物調査の実施を検討します。

施策 2-2 区民参加型の普及啓発を目的とした生きもの調査の実施

- ・ 生物多様性について学び、身近な動植物の現状を知ることができる「親子生きもの調査」を実施します。

施策 2-3 HPを活用した生きもの写真館への投稿と生育・生息情報の公開

- ・ 区民や事業者から日常生活や事業所周辺で見つけた生きものの投稿を募集します。
- ・ 多くの昆虫や鳥、植物を目にすることができるイベント等を活用し、生きもの写真館への投稿を呼びかけます。

施策 2-4 区の生物多様性をまとめた図鑑の作成・発行

- ・ 施策 2-1～2-3 で集めたデータを元に情報を整理し図鑑として作成・発行します。

施策 2-5 各種調査結果に基づくデータベースの整理と発信

- ・ 施策 2-1～2-3 で集めたデータを整理・蓄積し、区内における動植物の確認情報等をHP等で発信します。

施策 2-6 既存施設を活用した情報発信

- ・ 区庁舎や教育センターの掲示設備等を活用し、区内動植物に関連する情報を発信します。

コラム

身近な生物多様性をシェアする『文の京生きもの写真館』

- 生きものの写真を撮影して、写真館に投稿しよう！！

文京区では、区のHPに『文の京生きもの写真館』を開館します。



＜『文の京生きもの写真館』の実施概要（予定）＞

- 家や職場の周り等の区内で見つけた生きものの写真を区のHPから送ってください。
- 区は生きものの種類を調べて、場所・種数等を整理してデータとして集めます。
- 送られてきた写真等を活用し、季節のアルバムを作成します。

これは、普段、見過ごしてしまいがちな身近な生きものに興味を持ち、その多様さ、面白さ、美しさ等を写真の撮影を通じて気づくことで、生物多様性を身近なものとして実感して頂くことを目的として実施します。

また、区内の生きものの生息・生育に関する重要なデータとして蓄積していきます。



- 『生きもの図鑑』や『生きものマップ』を使って、生物多様性を楽しもう！！

文の京生きもの写真館に集まった写真は、将来的には『生きもの図鑑』や『生きものマップ』として取りまとめることを予定しています。

区内を散歩するとき、公園や庭園を楽しむとき、庭やプランターの世話をするとき、さまざまな場面で皆さんに活用して頂けるものを予定しています。



施策の方向性 3 区内等の自然・生きものに触れ合う機会を創出する

生物多様性の理解・浸透を図るためには、実際に自分の目で見て、耳で聞いて、手で触れる実体験が重要です。区では、自然観察会等や友好都市等と連携した山村体験・自然体験事業を通じて、区内等の自然・生きものに触れ合う機会を創出します。

各主体の役割

区民	自然観察会等や自然体験事業への積極的な参加や旅先での自然体験等、自然・生きものに触れ合う体験を大切にします。
事業者	区が実施する自然観察会や自然体験事業への開催協力や、社員教育及び社内レクリエーションの一環として自然体験を取り入れます。
区	区内における自然観察会等や、友好都市等との連携による自然体験事業等の実施により、区民が自然・生きものに触れ合う機会を創出します。

区の施策

施策 3-1 自然観察会等の区民が生物多様性を体感できる機会づくり

- ・ 区内の公園や庭園等を活用し、親子生きもの調査や自然散策会等を開催します。
- ・ 「文京ふるさと学習プロジェクト（学校教育における副読本の改訂・発行）」と連携し、区の自然環境を含めたふるさと文京への理解、教育の充実を図ります。
- ・ 「文の京ゆかりの文化人顕彰事業（史跡めぐり）」と連携し、事業対象の文化人が、詩や歌、小説等で生きものや自然環境について題材としていた場合は、講座や史跡めぐり等の中で紹介します。
- ・ 親子環境教室、環境ライブ講座、科学教育事業等の環境学習会の中で、自然に関するプログラムの実施を検討します。
- ・ 生物多様性めぐりの道について、区 HP や自然観察会等のイベントで活用し、周知・啓発を図ります。

施策 3-2 友好都市等と連携した山村体験や自然体験事業の実施

- ・ 友好都市等と連携し、森や水田等の自然環境と触れ合うことができる山村体験・自然体験事業を実施します。

基本目標Ⅱ 生物多様性に配慮した生活スタイル等に転換し、 日常の中で実践する

施策の対象

ステップ2
日常生活でできることから実践



基本目標Ⅱでは、区民や事業者が生活スタイルや事業活動を転換し、日常の中で実践することができるように、以下の3つの方向性から取り組みます。

施策の方向性

- | |
|-----------------------------|
| 4 生物多様性に配慮した生活スタイルへの転換を促進する |
| 5 生物多様性に配慮した事業活動への転換を促進する |
| 6 各主体との連携・協働を推進する |

出典) 認証マーク等は「生物多様性民間参画ガイドライン(第2版)」(環境省)より引用
※認証マーク等は一例です。使用方法は各認証団体等のHPをご参照ください。

施策の方向性4 生物多様性に配慮した生活スタイルへの転換を促進する

日常生活における食料やエネルギー（電気、ガス、燃料等）の消費は、世界の生物多様性に大きな影響を与えています。そのため、日常生活の中で実践できる生物多様性に配慮した行動をわかりやすく周知し、生物多様性に配慮した生活スタイルへの転換を促進します。

各主体の役割

区民 生物多様性に配慮して生産・製造された食料品や衣料等を選ぶことや、食べ残しを減らす等、日常生活の中で実践できる生物多様性への配慮行動に積極的に取り組みます。

区 区民が日常生活の中で実践できる生物多様性に配慮した取組やその効果に関する情報をわかりやすく発信し、生物多様性に配慮した生活スタイルへの転換を促進します。

区の施策

施策 4-1 有機系廃棄物等の資源循環の周知・啓発

- ・ 食品残渣や落ち葉、剪定枝等の堆肥等への有効利用を周知・啓発し、区内における資源循環を推進します。

施策 4-2 生物多様性に配慮した消費行動等の促進

- ・ 生物多様性に配慮した商品（認証・エコラベル*等）や企業を紹介します。
- ・ HP 等を活用して、都産都消*の事例（フード・マイレージ*等の考え方）を紹介し
ます。
- ・ 食材の使い切りや余分な食材を買わない等、いのちを大切にする消費行動の重要性を
食品ロス削減の取組等と連携して発信していきます。
- ・ 学校給食における「和食の日」と連携し、食材を題材とした生物多様性の情報（食育・
生物多様性に配慮した米づくり、豊かな食材と生物多様性の関係等）を発信します。

施策 4-3 生物多様性保全の人材育成

- ・ 環境ライフ講座、リサイクル推進サポーター養成講座等を通じて、生物多様性に配慮
した生活スタイルに取り組む人材を育成します。
- ・ みどりのサポート活動ボランティアについて周知・啓発を行います。

施策の方向性 5 生物多様性に配慮した事業活動への転換を促進する

事業活動において、影響の大小はあるものの、原材料や商品の調達、製造・運搬・販売過程でのエネルギーの使用等、さまざまな場面において生物多様性との関わりがありますが、このような認識はまだまだ定着していません。事業活動と生物多様性の関わりについて啓発していくとともに、事業活動で実践できる行動を周知し、生物多様性に配慮した事業活動への転換を促進します。

各主体の役割

事業者	自らの事業活動と生物多様性の関わりを理解し、実施可能な範囲で、生物多様性への配慮に取り組みます。
区	事業者に対して、事業活動における生物多様性の保全対策と、それらに取り組むことによる事業者のメリット等をわかりやすく周知し、生物多様性に配慮した持続可能な事業活動への転換を促進します。

区の施策

施策 5-1 生物多様性に配慮した事業活動の周知

- ・ 事業所等から発生する有機系廃棄物等の循環利用を周知・啓発します。
- ・ 日常的に使用する事務用品や、商品の原料や材料等の調達等に関して、生物多様性に配慮した商品（認証・エコラベル等）を紹介します。
- ・ 生物多様性保全への取組が企業評価（ESG*投資等）につながる情報を提供します。
- ・ 運搬等による環境負荷が小さくなり、都内の農地等を活性化し、新鮮な食材を購入できる都産都消を促進します。

施策 5-2 事業者が行う人材育成への支援

- ・ 他事業者による先進的な取組について、セミナー等の機会を活用しながら紹介します。
- ・ 生物多様性に配慮した経営を検討する事業者に対して、専門家等の紹介を行います。

施策の方向性 6 各主体との連携・協働を推進する

生物多様性の保全には、さまざまな場所、機会を活用して取り組む必要があるため、区内の緑をつなぎ育てていくことと同様に、区民・事業者・区の実践をつなぎ育てていくことが重要です。

各主体が連携・協働することで、不足する知識や技術、経験を補完し合いながら、区全体での実践につなげていけるよう、各主体の取組動向等の情報の集約・発信を行います。

各主体の役割

区民 事業者	区等が実施する生物多様性保全への協力や他団体・他事業者との情報交換等の連携を行います。
区	区内における団体や事業者等の取組を集約・発信するとともに、生物多様性の保全に関するイベントや調査等を団体や事業者等と協働で実施することで、各主体との連携・協働を推進します。

区の施策

施策 6-1 国・東京都・各自治体との連携

- ・ 国が推進する全国的な取組や、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト^{*}」等の仕組みを活用し他自治体との情報共有・交流を図ります。
- ・ 都立公園等での連携（イベント等）を検討します。
- ・ 区の友好都市等との情報交換やイベント等での連携を行います。

施策 6-2 大学・研究機関との連携

- ・ 区内の現状把握やデータベースの構築等において、大学・研究機関との連携を検討します。
- ・ 大学生等と連携し、イベントや調査の実施、各大学間の連携の仕組みづくりを検討します。
- ・ 生物多様性に配慮した緑化を効果的に進めるための情報交換を行います。

施策 6-3 生物多様性に関する区内の取組動向等の情報の集約・発信

- ・ 生物多様性に関わる活動を行う個人や団体、事業者等の活動紹介・情報共有を行います。
- ・ 環境関連団体等に対して、生物多様性の保全に資する知識や技術（植栽時の配慮事項、草刈りの方法、外来種の情報等）に関する情報提供を行います。
- ・ 環境関連団体等と、イベントや調査等において連携・協働します。

基本目標Ⅲ 生物多様性に配慮したまちづくりに各主体が取り組み、身近に生物多様性を実感できるまちを実現する

施策の対象

基本目標Ⅲでは、各施設や建物の所有者・管理者が、それぞれの立場で主体的に生物多様性に配慮したまちづくりに取り組むことができるよう、ビオトープタイプ別に施策を検討し、全てのタイプを網羅する以下の5つの方向性から取り組むこととします。

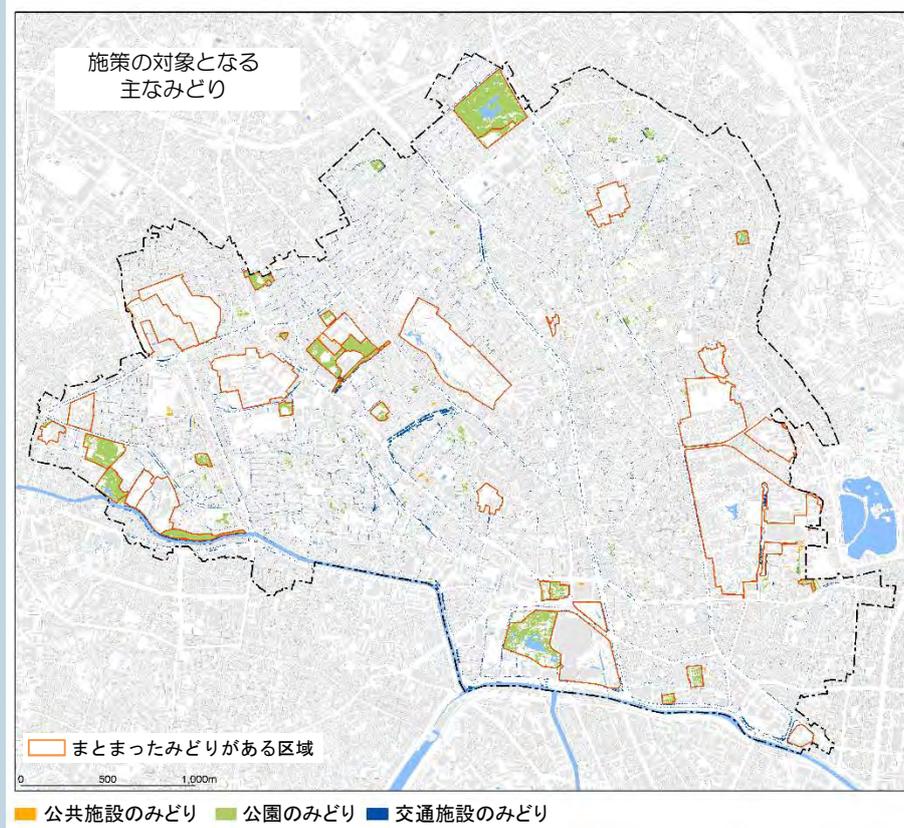
ステップ3 生きものたちの
生育空間の継承・創出



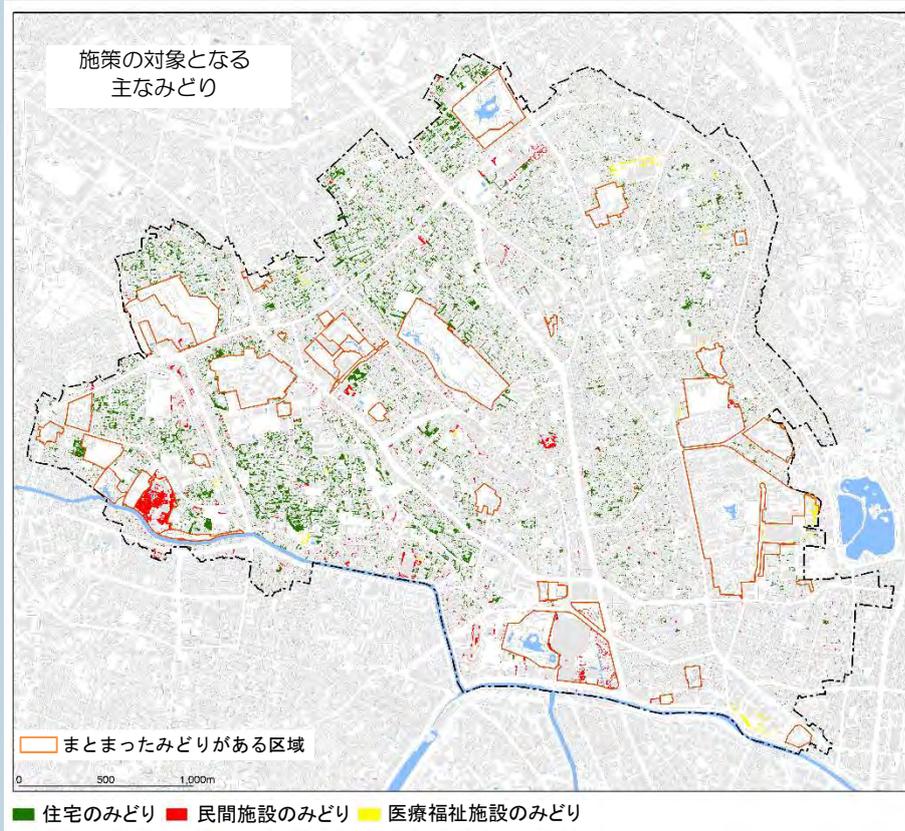
施策の方向性

- | |
|-----------------------------|
| 7 公園・公共施設等における身近な生物多様性を創出する |
| 8 区民・事業者における身近な生物多様性を創出する |
| 9 歴史・文化に培われた緑や大規模緑地等を継承する |
| 10 エコロジカル・ネットワークを形成する |
| 11 外来種・愛玩動物等への適切な対応を推進する |

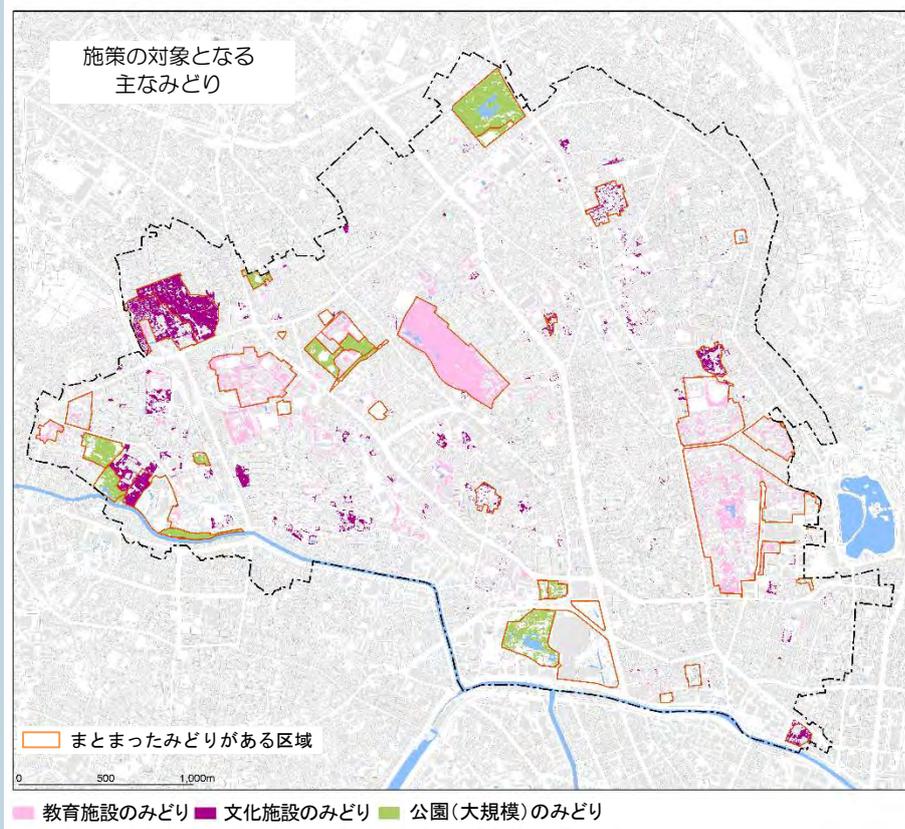
施策の方向性7 公園・公共施設等における身近な生物多様性を創出する



施策の方向性 8 区民・事業者における身近な生物多様性を創出する

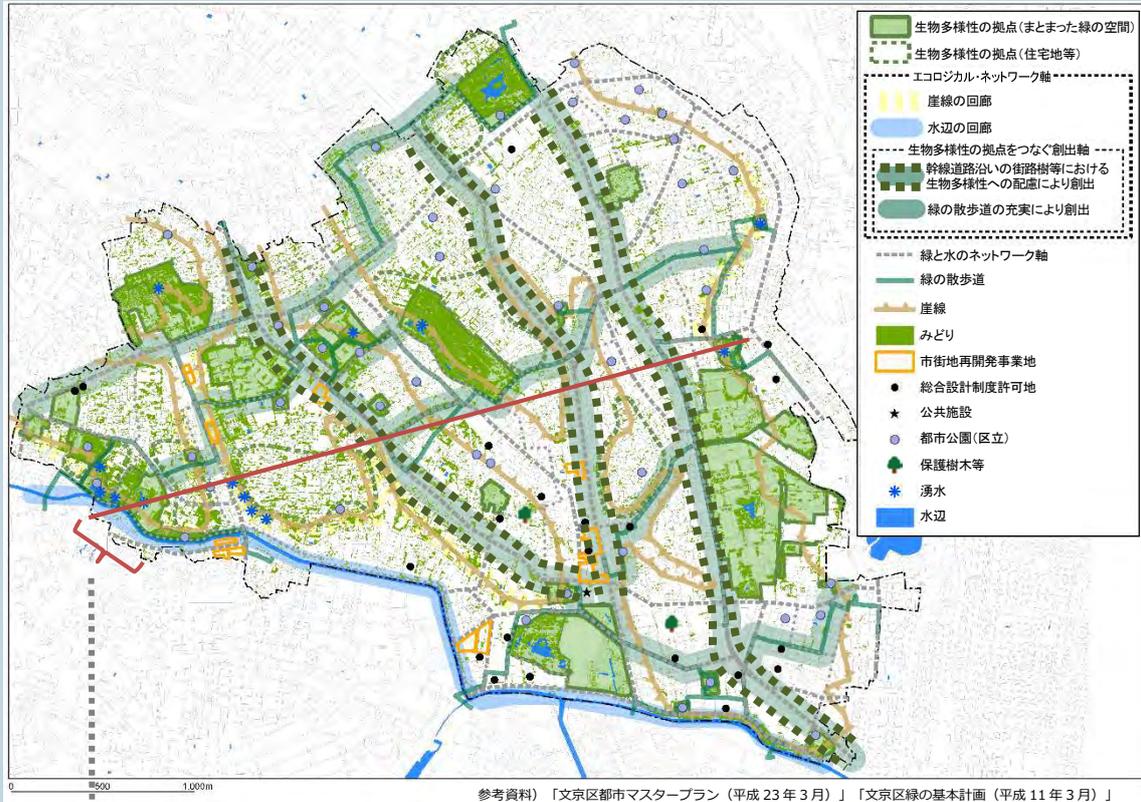


施策の方向性 9 歴史・文化に培われた緑や大規模緑地等を継承する

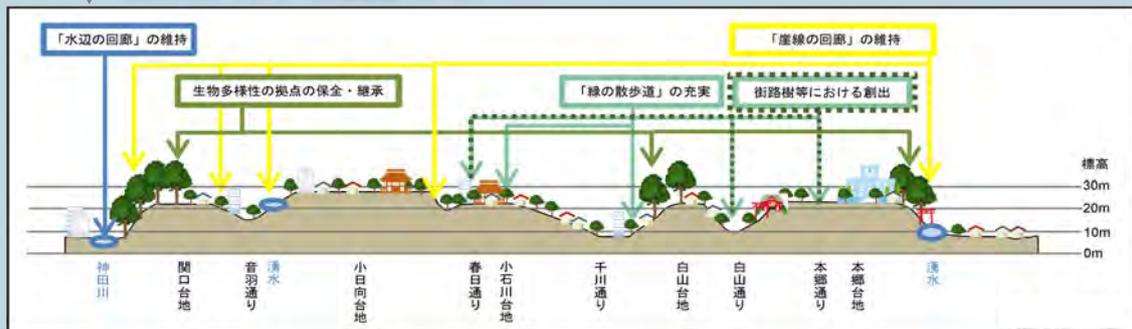


施策の方向性 10 エコロジカル・ネットワークを形成する

多様な空間に生物多様性に配慮した新たな緑が創出され、歴史・文化に培われた豊かな水、緑と結びつくことで、「エコロジカル・ネットワーク」が形成されます。



▼ エコロジカル・ネットワークの断面図(イメージ)



■ 『エコロジカル・ネットワーク軸』の基本的な考え方

① 生物多様性の拠点の保全・継承

・文京区の大規模なビオトープ等を、生物多様性の拠点として位置付け、保全・継承していきます。

② 拠点をつなぐネットワークの創出

・拠点をつなぐために、「緑と水のネットワーク軸^{※1}」と「緑の散歩道」を活用します。

・生きものが移動する上では地形を考慮したネットワークが必要であることから、「崖線に残された緑」や「河川」等の回廊の維持にも取り組めます。

・小規模でありながらも緑として連続性のある「住宅・事業所等の身近な緑」の創出や、今後の都市開発や都市基盤の更新等における新たなビオトープの創出によりネットワークを充実させます。

※1 「文京区都市マスタープラン(平成23年3月)」より

注) 施策の方向性 11「外来種・愛玩動物等への適切な対応を推進する」は区全域で実施します。

施策の方向性 7 公園・公共施設等における身近な生物多様性を創出する

区内の大小さまざまな公園は、多くの区民や来訪者が集う場所であり、最も身近に生物多様性を感じることができる空間です。また、公共施設において、今後の取組によっては同様の役割が期待できます。

公園・公共施設等の整備・維持管理の中で、それぞれの特性に応じた身近な生物多様性の創出に取り組みます。

各主体の役割

区民	生物多様性に配慮した公園づくりに協力するとともに、普段の利用の中で公園の生きものにも興味を持って触れ合います。
区	公園・公共施設等の整備・維持管理に取り組む中で、生物多様性に配慮した公園・公共施設の充実を図ります。

区の施策

施策 7-1 生物多様性に配慮した公園づくり及びその活用の推進

- ・ 在来種・地形・水辺との連続性に配慮した植栽整備を推進します。
- ・ 鳥や蝶等の餌となる花や木の実等がなる木の植栽を検討します。
- ・ 昆虫等の生息環境に配慮した植え込み地を管理します。
- ・ 水施設がある公園では、親水性が高く水辺を楽しめる施設を整備します。
- ・ 生きものの生息空間として、立地上特に重要な公園は、水施設の新設や小規模なビオトープづくりを行います。
- ・ ヘドロやごみの撤去等の維持管理・水質改善に取り組みます。
- ・ 樹木が健全に育つように、剪定等の適正な維持管理を行います。
- ・ 落ち葉や剪定枝葉の堆肥化・チップ化等を公園の植え込み地の土壌に還元します。
- ・ 区民参画による公園管理を行います。
- ・ 公園の全面改修時には、区民参画による公園づくりを行います。
- ・ 公園等に生息する生きもの案内板の設置を検討します。
- ・ 生態系への影響や人間への危険性が大きい外来種等の管理を行います。

施策 7-2 生物多様性に配慮した公共施設の緑の充実

- ・ 区庁舎における生物多様性に配慮した草刈り方法等を検討します。
- ・ 公共施設の外構や庭等において、生物多様性に配慮した緑化を図ります。

施策 7-3 街路樹・植栽帯の保全・充実

- ・ 街路樹・植栽帯の整備・維持管理において、特に主要な幹線道路では、地域特性に応じて多様な緑化を進める等、植栽等を特徴的なものにしていきます。

施策の方向性 8 区民・事業者における身近な生物多様性を創出する

文京区の生物多様性において、住宅や民間施設の緑が重要な役割を担っています。その役割は、大規模な公園や文教施設等の「拠点をつなぐ緑」または「拠点と拠点の中継地」であり、区内で暮らし働く人々が日常的に目にする「最も身近な緑」である等、多岐に及びます。

生物多様性に関する認証制度やガイドブック等を活用しながら、区民や事業者が実践できる身近な生物多様性の創出を後押しします。

各主体の役割

区民	住宅の庭、軒先、ベランダ等で手づくりビオトープ*の創出に取り組むとともに、緑化助成制度等を活用しながら、質の高い緑を維持します。
事業者	事業所の外構や屋上等で、手づくりビオトープの創出に取り組むとともに、緑化助成制度や既存の認証制度等を活用しながら、生物多様性に配慮した緑化や、その取組成果の発信等に取り組みます。
区	生物多様性に関する認証制度やガイドブック等により、区民や事業者に身近な生物多様性の創出方法を周知します。

区の施策

施策 8-1 住宅におけるビオトープの創出の促進

- ・ 苗木の配布や啓発を行います。
- ・ 集合住宅のベランダ等、限られた空間でも取り組むことができる手づくりビオトープの取組事例や取組方法を紹介します。
- ・ 生物多様性に配慮した（緑化）ガイドブック等を作成します。
- ・ 生垣造成や屋上緑化等への緑化助成を行います。
- ・ 屋敷林の維持管理に必要な助成を行います。

施策 8-2 事業所におけるビオトープの創出の促進

- ・ 生物多様性に関する認証制度を周知するとともに、認証を取得した事業者については、区HP等を活用して事例の紹介を行います。
- ・ 事業所で取り組むことができる手づくりビオトープの取組事例や、取組方法の紹介を行います。
- ・ （再掲）生垣造成や屋上緑化等への緑化助成を行います。

手づくりビオトープとは

住宅の庭、軒先、ベランダや、事業所の外構、屋上等の小さくて狭いスペースでも、生きものの暮らす場所（ビオトープ）を手づくりすることができます。このような取組を本戦略では“手づくりビオトープ”と呼んでいます。

“手づくりビオトープ”は、鉢で植物を育てたり、小さな池を作ったりすることで、生きものの居場所となる空間を少しずつ作り出すことができます。“手づくりビオトープ”の一つ一つは小さくても、区内で多くの人々が取り組んでいくことで個々の“手づくりビオトープ”がつながれば、生きものにとってより暮らしやすい環境になると考えられます。



手づくりビオトープのポイント

生きものによって好む環境や食べ物等が異なることから、利用してもらいたい生きものの特性に応じて、“手づくりビオトープ”の作り方を工夫することが考えられます。“手づくりビオトープ”のポイントを以下に示します。

手づくりビオトープのポイント

食べ物をつくる	休む場所をつくる	水辺をつくる
<p>■花の蜜</p> <ul style="list-style-type: none"> 蜜の出る花を植えることで、チョウ等が吸いに来ようようになります。 <p></p>	<p>■止まり木</p> <ul style="list-style-type: none"> 止まり木を作ると、鳥が羽を休めに来ようようになります。 <p></p>	<p>■水たまり</p> <ul style="list-style-type: none"> なるべく水を多く入れると、水温や水質の変化が少なくなり、生きものが棲み着きやすくなります。 水たまりではカの幼虫（ポウフラ）が発生することがありますが、ポウフラを食べるメダカを入れることで、カの発生が抑えられます。 <p></p>
<p>■実</p> <ul style="list-style-type: none"> 果実のなる植物を植えることで、鳥等が食べに来ようようになります。 <p></p>	<p>■隙間</p> <ul style="list-style-type: none"> 石等で隙間を作ると、夜行性のヤモリ等が昼間に隠れて休んだり、越冬する生きものが寒さを凌ぐために潜り込んだりすることができます。 <p></p>	<p>■水辺の植物</p> <ul style="list-style-type: none"> 水辺のまわりに植物を植えると、木陰ができて、夏の水温上昇を抑え、生きものにやさしい空間になります。 水面に接した植物等があると、トンボのヤゴが羽化して成虫になりやすくなります。 <p> </p>
<p>■バッタの食草</p> <ul style="list-style-type: none"> バッタが好むイネ科等の植物を植えることで、棲み着くようになります。 <p></p>	<p>■日陰・木陰</p> <ul style="list-style-type: none"> 夏の日中は暑いので、日陰や木陰があると、暑さを凌ぐことができます。 小さな生きものが外敵から身を守るために、日陰や木陰を利用することがあります。 <p> </p>	
<p>■チョウの食草</p> <ul style="list-style-type: none"> ナミアゲハの幼虫はミカン科の植物を、モンシロチョウの幼虫はアブラナ科の植物を食べます。 <p></p>	<p>■水辺まわりの空間</p> <ul style="list-style-type: none"> トンボは飛びながら水の中に卵を産むので、水辺の上の空間が広いと産卵がしやすくなります。 	<p>■隙間</p> <ul style="list-style-type: none"> ヤモリやニホンカナヘビ等は石や壁、木片等の隙間に卵を産みます。 <p></p>
<p>卵を産める場所をつくる</p> <p>■食草</p> <ul style="list-style-type: none"> チョウは、幼虫の食草を匂い等で探し出して、そこに卵を産みます。 	<p>■柔らかい土</p> <ul style="list-style-type: none"> バッタ等の昆虫類の多くは柔らかい土の中に卵を産みます。 	

手づくりビオトープにやってきやすい生きもの

- ・その地域にもともと棲んでいる
- ・長い距離を移動できる
- ・段差や道路を乗り越えられる
- ・警戒心が強くない



施策の方向性 9 歴史・文化に培われた緑や大規模緑地等を継承する

区内の大規模な大学や社寺等の敷地内には、古くから大切に守られてきた樹林地があり、文京区の生物多様性の拠点として、生きものを育み周囲に供給する、重要な機能を果たしています。

これらの歴史・文化に培われた緑は、各種の制度や法令に基づき、将来の世代に対して継承していきます。

各主体の役割

区民 事業者	歴史・文化に培われた緑や大規模緑地等にある生物多様性を知り、大切にします。
区	保護樹林・樹木制度や緑化重点地区*指定等を活用して、歴史・文化に培われた緑や大規模緑地等を継承していきます。

区の施策

施策 9-1 保護樹林・樹木の保全

- ・ 保護樹林・樹木指定制度に基づき、維持管理費用の一部を助成する等の支援を行います。

施策 9-2 大規模緑地や湧水等の維持

- ・ 緑化重点地区への位置づけを推進します。
- ・ 市民緑地制度*の活用を検討します。
- ・ 緑地が有する防災機能に着目し、その機能の維持・管理に配慮します。
- ・ 台地上に立地する公園等雨水の保全や低地への雨水の集中を防ぐために重要な箇所は、雨水浸透に十分配慮します。
- ・ 崖線に残された緑地や湧水の存在を区の重要な特性として認識し、自然豊かな空間を維持します。

施策 9-3 歴史・文化に培われた緑の継承

- ・ 六義園、小石川後樂園、肥後細川庭園等は、その文化的な背景のある庭園として、往時の景観を維持するとともに、季節に応じた多様な動物・植物を楽しむことができる、文化・歴史と生物多様性を一体的に味わえる空間として活用することを検討します。
- ・ 風致地区*や、都市計画公園としての緑や崖線、河川が織りなす、すぐれた景観を維持します。
- ・ 文京花の五大まつり等、歴史があり、季節を感じることができるイベントについて、一部経費を助成する等の支援を行います。

施策の方向性 10 エコロジカル・ネットワークを形成する

区内には、多くの生きものが生息する歴史・文化に培われた拠点的な緑が多く存在します。これらの緑を「つなぐ」ことで、生きものたちの行動範囲が広がり、拠点間の往来も増えることで、区全体の生物多様性が大きく向上することが期待されます。

拠点的な緑を保全しつつ、それを結ぶ水と緑の創出に取り組み、エコロジカル・ネットワークの形成を目指します。

各主体の役割

区民	住宅の緑が、エコロジカル・ネットワークにおいて「つなぐ」役割を果たすことを理解し、それに資する緑化や手づくりビオトープの創出に取り組みます。
事業者	事業所の外構の緑や、敷地内のまとまった植栽地は、エコロジカル・ネットワークにおいて「中継地」及び「つなぐ」役割を果たすことを理解し、それに資する緑化や手づくりビオトープの創出に取り組みます。
区	全てのビオトープタイプに対して、生物多様性に配慮した緑化を推進・促進するとともに、公共施設の改修時や開発事業等の機会を捉え、新たな拠点や中継地の創出を誘導し、エコロジカル・ネットワークの充実に取り組みます。

区の施策

施策 10-1 生きものが生息・移動する空間のネットワーク化

- 大規模な緑地を多くの生きものが生息する拠点とし、それらを公園、住宅、民間施設等の緑化でつなぎ、区全体の生きものの生息・移動空間のネットワーク化を図ることで、エコロジカル・ネットワークを充実させます。



<エコロジカル・ネットワークのイメージ>

施策 10-2 緑の散歩道（歴史、文化、自然、個性あるまちの風情に触れながら楽しく快適に歩ける道）の一体化

- 神社や仏閣、巨木、公園等の歴史・文化・自然環境を結ぶ緑の散歩道の一体化を図ります。

施策の方向性 11 外来種・愛玩動物等への適切な対応を推進する

文京区には、ミシシippアカミミガメやウシガエル、アメリカザリガニ等、多くの外来種が定着し、身近な生きものとして認知されています。しかし、外来種の増加はその土地に由来から生息している生きものたちの存在を脅かすものです。

そこで、今後の外来種の増加を抑えるために、区民の外来種に対する正しい理解を促し、飼育されている外来種の放逐防止や、公園等での適正な管理等、適切な対応を推進します。

各主体の役割

区民	外来種の生態系に及ぼす影響と、飼育や捕獲する場合の注意事項を理解し、野外への放逐・移動等はしないよう、適正な管理に努めます。
事業者	また、人体に影響を及ぼす可能性がある危険な外来種についての理解を深め、被害に遭わない適切な行動を心掛けます。
区	外来種等の侵入・拡散防止及び駆除に取り組み、区民や事業者へ適正管理の重要性について周知します。 また、愛玩動物の適正な飼育の普及、啓発を行います。

区の施策

施策 11-1 外来種等の侵入・拡散防止及び駆除

- ・ 外来種等の防御・駆除、カラス対策等を実施します。
- ・ 東京都との連携により危険な外来種にも適切に対応します。

施策 11-2 愛玩動物の適正管理

- ・ 愛玩動物の適正な飼育の普及、啓発や飼い主のマナー向上を図ります。

基本目標Ⅳ 生物多様性と都市の発展・再生をバランスよく持続する

ステップ3 生きものたちの
生育空間の継承・創出

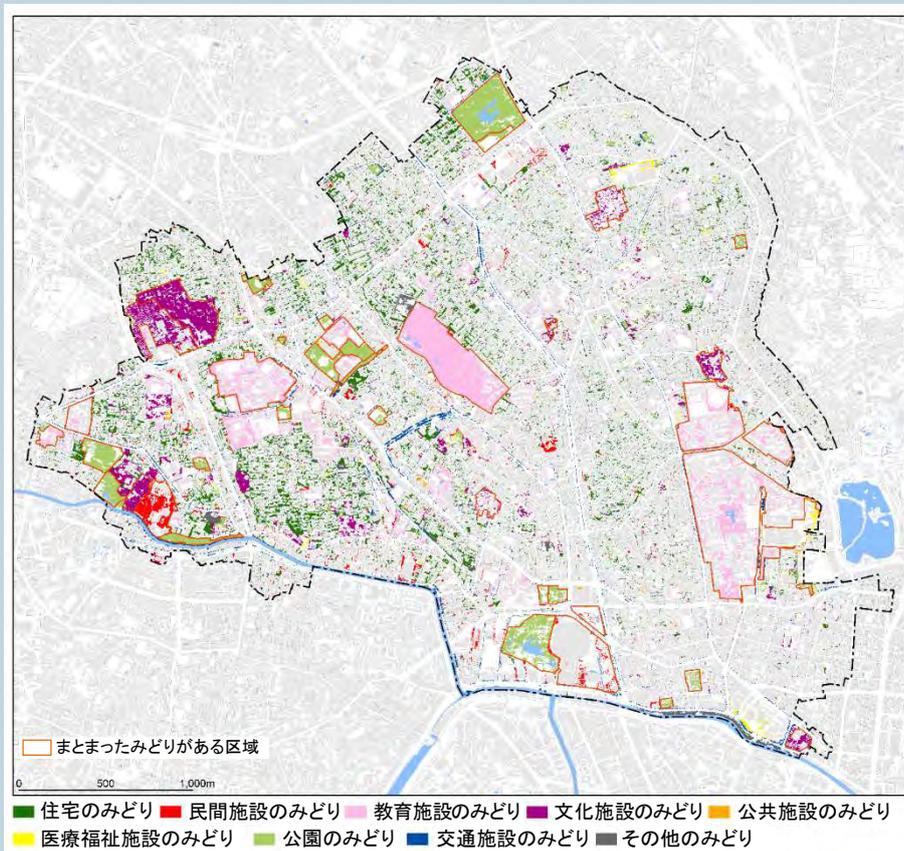
施策の対象

基本目標Ⅳでは、区全体のエコロジカル・ネットワークを充実させる上で、新たな拠点と新たなつながりを生みだす都市開発に着目し、以下の2つの方向性から取り組むこととします。

施策の方向性

12 持続可能な都市開発における生物多様性の再生を促進する

13 公共施設の改修時等における生物多様性の再生を推進する



施策の方向性 12 持続可能な都市開発における生物多様性の再生を促進する

文京区は、持続可能な都市を目指し、まちが発展しながら、開発等で緑をつなげることによって、生きものの多様性に寄与していく将来に導いていきます。

各主体の役割

区民	生物多様性に配慮した都市開発の価値や快適性を理解し、居住空間として、また身近に生物多様性と触れ合える空間として積極的に利用します。
事業者	都市開発を行う際は、開発が生物多様性に与える影響を理解しつつ、事業の実施により新たな生物多様性を再生することに配慮し、区全体のエコロジカル・ネットワークの構築に協力します。 また、オフィスや店舗の立地を検討する際には、生物多様性に配慮した施設や開発地に興味を持ち、積極的に選択します。
区	都市開発を行う事業主体に対し、生物多様性の再生に資する技術的な情報や活用可能な制度情報等を積極的に提供するとともに、優良事例を発信することにより、生物多様性に配慮したまちの価値を高めることを促します。

区の施策

施策 12-1 開発時における生物多様性の向上に役立つ情報提供

- ・（再掲）生物多様性に配慮した（緑化）ガイドブック等を作成します。
- ・（再掲）生物多様性に関する認証制度を周知するとともに、認証を取得した事業者については、区HP等を活用して事例の紹介を行います。
- ・ 事業者に対して、生物多様性への配慮に活用可能な補助事業等の情報を提供します。

施策 12-2 開発時における緑の創出の促進

- ・ 緑地協定制度*等の活用を研究します。
- ・ 文京区みどりの保護条例に基づく緑化を指導します。
- ・ 今後必要となる都市基盤の更新の際は、緑を再生することにより、緑のネットワーク形成に配慮します。

施策の方向性 13 公共施設の改修時等における生物多様性の再生を推進する

区の施設等の改修時においては、新たな緑の創出や植栽への配慮等を検討し、生物多様性の再生を推進します。

各主体の役割

区	区の施設等の改修時においては、新たな緑の創出や植栽への配慮等を検討し、生物多様性の再生を推進します。
---	--

区の施策

施策 13-1 施設の改修・建て替え時の生物多様性への配慮

- ・ 公共施設の改修・建て替え時には、新たな緑の創出や植栽への配慮等に取り組みます。